

公益財団法人横浜市総合保健医療財団
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

2 目標と実施時期・取組内容

目標1：職員の平均有給休暇取得率を50%以上とする

<実施時期・取組内容>

- ①令和4年 4月～ 全職員に対し有給休暇取得の呼びかけを行う。特に管理職が率先して取得するよう呼びかける。
- ②令和4年 5月～ 部門ごとの有給休暇取得率を、毎月、連絡会等を通じて法人内に公表する。
- ③令和5年 4月～ 有給休暇取得率の低い部署の管理職とその部下全員に、総務課が面談を実施する。
- ④令和5年 5月～ 有給休暇取得率の低い部署について、所属及び総務課でその理由を分析し、対応策を検討・実施する。
- ⑤令和6年 4月～ 上記③、④を毎年実施する。

目標2：男性職員の育児休業取得率を50%以上とする

<実施時期・取組内容>

- ①令和4年10月～ 男性職員の育児休業取得に関する情報を盛り込んだ、出産・育児に関する制度等の法人内職員向け案内を作成する。
- ②令和5年 1月～ 全管理職員を対象として、男性部下の育児休業取得に関する制度等についての研修を行う。
- ③令和5年 4月～ 配偶者が出産した男性社員を対象として、総務課及び上司から育児休業取得を勧めるとともに、上司主導で部署全体の業務配分についての見直しを実施する。

公益財団法人横浜市総合保健医療財団
女性活躍に関する情報公表について

採用した労働者に占める女性労働者の割合（区分ごと）

(区分)	(女性)	(男性)
部長・課長級	35.7%	64.3%
係長級	56.3%	43.7%
一般職員	69.3%	30.7%
嘱託職員	85.7%	14.3%

令和4年3月現在